

かぐや第二こども園 重要事項に関する規程

(施設の名称等)

第1条 学校法人城北学園が設置する幼保連携型認定こども園の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名称 かぐや第二こども園

(2) 所在地 岐阜県岐阜市鷺山 1768-32

(施設の目的)

第2条 かぐや第二こども園(以下「当園」という。)は、特定教育・保育施設の適切な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、当園を利用する小学校就学前の子ども(以下「利用子ども」という。)に対し、適正な特定教育・保育を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第3条 当園は、良質な水準かつ適切な内容の特定教育・保育の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指す。

2 当園は、利用子どもの意思及び人格を尊重して、常に利用子どもの立場に立って、特定教育・保育を提供するよう努める。

3 当園は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者、他の児童福祉施設その他の学校又は保健医療サービス若しくは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

4 当園は、利用子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、従業員に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努める。

(提供する特定教育・保育の内容)

第4条 当園は、子ども・子育て支援法、その他関係法令等を遵守し、幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づき、利用子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育を提供する。

(保護者に対する子育て支援の内容)

第5条 当園における保護者に対する子育ての支援は、保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本認識の下に、子育てを自ら実践する力の向上を積極的に支援するものとする。

2 当園は、教育及び保育に関する専門性を十分に活用し、子育て支援事業のうち、その所在する地域における教育及び保育に対する需要に照らし当該地域において実施することが必要と認められるものを、保護者の要請に応じ適切に提供し得る体制の下で行うものとする。

3 当園は、保護者に対する子育ての支援において、地域の人材及び社会資源の活用を図るよう努める。

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第6条 当園が特定教育・保育を提供するに当たり、職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。但し、受入園児数により人数は変動することもある。

(1) 園長 1人

園長は、園務をつかさどり、所属職員を監督する。

(2) 副園長 1人

副園長は、園長を助け、命を受けて園務をつかさどる。また、園長に事故があるときはその職

務を代理し、園長が欠けたときはその職務を行う。

(3) 主幹保育教諭 2人

主幹保育教諭は、園長及び副園長を助け、命を受けて園務の一部を整理し、園児の教育・保育をつかさどる。また、計画の立案や地域の子育て支援活動等の業務を行い、保護者や地域住民からの教育・育児相談、地域の子育て活動等に積極的に取り組む。

(4) 指導保育教諭 1人

指導保育教諭は、園児の教育・保育をつかさどり、保育教諭その他の職員に対して、教育・保育の改善及び充実のために必要な指導及び助言を行う。

(5) 保育教諭 20人

保育教諭は、園児の教育・保育をつかさどる。

(6) 栄養士 1人

栄養士は、子どもの発達段階に応じた離乳食、乳幼児食、幼児食に係る献立の作成及び調理を補助するとともに、当園全般の食育を行う。

(7) 調理員 2人

調理員は、献立に基づく調理業務及び食育に関する活動を行う。

(8) 事務職員 1人

事務職員は、当園の事務を行う。

(9) 送迎バス乗務員 4人

送迎バス乗務員は、送迎バスの運転、車内における安全指導、乗降補助、当園の雑務を行う。

(学期)

第7条 1年を次の3学期に分ける。

(1) 第1学期 4月1日 から 8月31日 まで

(2) 第2学期 9月1日 から 12月31日 まで

(3) 第3学期 1月1日 から 3月31日 まで

(特定教育・保育を行う日)

第8条 当園の特定教育・保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとする。

2 当園は、前項の規定に関わらず、次に掲げる事項に当てはまる場合は休業日とする。

(1) 教育標準時間認定子どもに係る休業日

ア 土曜日

イ 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

ウ 学年年始休業（1月2日から1月7日まで）

エ 夏季休業（7月21日から8月31日まで）

オ 冬季休業（12月26日から12月31日まで）

カ 春期休業（3月26日から4月7日）

(2) 保育認定子どもに係る休業日

ア 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

イ 年始休日（1月2日及び1月3日）

ウ 年末休日（12月29日から12月31日）

3 当園は、前2項の規定に関わらず、特定教育・保育の提供を行う上で必要がある又はやむを得ない事情があるときは、あらかじめ利用子どもの保護者に情報提供を行い、前項に規定する休業日に特定教育・保育を提供することがある。

4 当園は非常災害その他急迫の事情があるときは、特定教育・保育の提供を行わないことがある。
(特定教育・保育の提供を行う時間等)

第9条 特定教育・保育を提供する時間は、次のとおりとする。

(1) 保育標準時間認定に係る保育時間(11時間)は、午前7時30分から午後6時30分の範囲内で、利用子どもの保護者が保育を必要とする時間とする。

(2) 保育短時間認定に係る保育時間(8時間)は、午前8時00分から午後4時00分の範囲内で、利用子どもの保護者が保育を必要とする時間とする。

(3) 教育標準時間は、午前10時00分から午後2時30分とする。

2 当園の開所時間は、次のとおりとする。

(1) 月曜日から金曜日 午前7時00分から午後7時00分。

(2) 土曜日 午前7時30分から午後3時00分。

3 当園は、保育認定子どもが、やむを得ない理由により、保育標準時間認定に係る保育時間(11時間)及び保育短時間認定に係る保育時間(8時間)の前後に保育を希望する場合には、開所時間内において延長保育事業を実施することとする。

4 当園は、教育標準時間認定子どもが、やむを得ない理由により、教育時間の前後に保育を希望する場合には、開所時間内において預かり保育を実施することとする。

(利用者負担その他の費用等)

第10条 当園は、岐阜市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年岐阜市条例第63号、以下「基準条例」という)第16条第1項の規定により、利用子どもの居住する市町村が定める額の利用者負担額を利用子どもの保護者から徴収する。

2 当園においては、基準条例第16条第3項の規定により、当園の特定教育・保育の質の向上を図るため、下記に掲げる特定利用者負担額を徴収する。

(特定教育・保育の質の向上を図るために要する費用)

項目	内容、負担を求める理由、目的	金額(月額料金)
指導料(課内)4・5歳児	スイミング、体操、パソコン、英語	1600円
指導料(課内)3歳児	体操	650円

3 当園は、基準条例第16条第4項の規定により、下記に掲げる実費を徴収する。

(特定教育・保育の提供に要する実費に係る利用者負担)

項目	内容、負担を求める理由、目的	金額(月額料金)
給食費(主食費)+(副食費)	1号児 1000円+4100円	5100円
給食費(主食費)+(副食費)	2号児 1100円+4400円	5500円
教育充実費(1・2号児)	教材費、絵本代、園外施設利用料	1550円
教育充実費(1,2歳児)	教材費、絵本代、園外施設利用料	1200円
施設充実費(0歳児)	環境充実費	500円
施設設備費(通園バス利用者のみ)	通園バス往復料金(片道利用は半額)	3800円
施設設備費(通園バス利用者以外)	園外保育でバス利用(0歳児を除く)	200円
卒園記念積立金	5歳児のみ毎月積立て	1800円

4 当園は、延長保育事業の実施に必要な経費の一部について、利用者負担として下記に掲げる費用を徴収する。

項 目			金 額
保育認定子どもの延長保育に係る利用者負担 (月定額を希望される場合は事前に申請が必要)			
2号児	標 準	7 : 0 0 ~ 7 : 3 0	100 円/30 分 (月定額 1500 円)
		1 8 : 3 0 ~ 1 9 : 0 0	100 円/30 分 (月定額 1500 円)
3号児	短時間	7 : 0 0 ~ 8 : 0 0	100 円/30 分 (月定額 3000 円)
		1 6 : 0 0 ~ 1 9 : 0 0	100 円/30 分 (月定額 4000 円)

5 当園は、預かり保育の実施に必要な経費の一部について、利用者負担として下記に掲げる費用を徴収する。

項 目		金 額
教育標準認定子どもの預かり保育に係る利用者負担 (月定額を希望される場合は事前に申請が必要)		
1号児	7 : 3 0 ~ 8 : 0 0	100 円/1 回 (月定額 1500 円)
	1 5 : 0 0 ~ 1 8 : 0 0	400 円/1 回 (月定額 5000 円)

6 当園は、用品等を購入するにあたり実費を徴収する。

7 当園は、保護者会から委託され会費として月額 380 円を徴収する。

(利用定員)

第 1 1 条 利用定員は、次のとおりとする。

学年	0 歳児	1 歳児	2 歳児	3 歳児	4 歳児	5 歳児	計
1 号	—	—	—	30 人	30 人	30 人	90 人
2号・3号	6 人	12 人	18 人	24 人	24 人	24 人	108 人
合計	6 人	12 人	18 人	54 人	54 人	54 人	198 人

(入園手続き、利用の開始及び終了に関する事項)

第 1 2 条 当園は、市町村から教育・保育の実施について支給認定を受けた 1 号子どもから当園の利用について申し込みがあったときは、次に掲げる理由がある場合を除き、これに応じる。

(1) 利用定員に空きがない場合

(2) 利用定員を上回る利用の申込があった場合

(3) 当該入園志望者に特別な事情があると認められ、本園の安全な利用に支障を及ぼす恐れがある場合

2 1 号子どもについて、利用定員を超える入園申し込みがあった場合は、次の方法により選考を行い、園長が入園者を決定する。

(1) 兄弟姉妹が在園している者は、優先して入園させる。

(2) 卒園児関係者の場合は、前号の次に優先して入園させる。

(3) その他の者は受付先着順により選考し、入園させる。

- 3 当園の利用開始にあたり必要な事項を記載した書面により、当該子どもの支給認定保護者とその内容を確認の上、利用にかかる契約を結ぶものとする。
- 4 退園、転園しようとする者は、その理由を記入して、支給認定保護者より園長へ届け出るものとする。
- 5 病気その他やむを得ない理由により休園しようとする者は、願出により園長は休園を許可することができる。
- 6 支援法第 19 条第 1 項第 2 号の子ども（以下「2号子ども」という。）及び支援法第 19 条第 1 項第 3 号の子ども（以下「3号子ども」という。）については、支援法第 42 条の規定により、市町村が行った利用調整により当園の利用が決定されたときは、これに応じる。
- 7 当園の利用子どもが次のいずれかに該当するときは、保育・教育の提供を終了するものとする。
 - (1) 子ども・子育て支援法第 19 条第 1 項第 1 号から第 3 号に規定する小学校就学前子どもの区分に該当しなくなったとき。
 - (2) 支給認定保護者から当園の利用の取消しの申出があったとき。
 - (3) 市町村が当園の利用継続が不可能であると認めたとき。
 - (4) その他、利用継続において重大な支障又は困難が生じたとき
- 8 満 3 歳以上の各学年の課程の修了は、園児の平素の成績を評価し、学年末において認定する。
- 9 園長は、園児が全課程を修了したと認めるときは、卒園時に修了証書を授与する。
- 10 心身の発達が著しく他の模範となる者は、これをほう賞する。
(利用申込みに対する正当な理由のない提供拒否の禁止等)

第 13 条 当園は、教育標準時間認定子どもの保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒まない。

- 2 利用の申込みに係る教育標準時間認定子どもの数及び現に利用している教育標準時間認定子どもの数の総数が、第 11 条に定める利用定員の総数を超える場合においては、基準条例第 9 条第 2 項の規定により、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当園の教育理念に基づく選考等、事前に施設の管理者が定めて保護者に明示した公正な方法により選考する。
- 3 前項の選考の方法その他入園に必要な手続きは、毎年度、募集要項を定めて明示する。
- 4 当園は、市が行った利用調整により保育認定子どもの当園の利用が決定されたとき又は保育の実施の委託を受けたときは、これに応じる。

(緊急時等における対応方法)

第 14 条 当園の職員においては、特定教育・保育の提供を行っている利用子どもに体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該利用子どもの保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずる。

(非常災害対策)

第 15 条 当園は、非常災害に関する具体的な計画を立て、防火管理者を定め、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、定期的な避難及び救出その他必要な訓練を実施する。

(虐待の防止のための措置)

第16条 当園は、利用子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努める。

(秘密保持)

第17条 当園の職員及び職員であった者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 当園は、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、利用子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により利用子どもの保護者の同意を得る。ただし、特段の理由がある場合もしくは別に定めのある場合は除く。

(苦情解決)

第18条 当園は、その提供した特定教育・保育に関する苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じる。

2 当園は、前項の苦情を受付けた場合には、当該苦情の内容等を記録する。

3 当園は、市からの求めがあった場合は、市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けたときは、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

4 当園は、市からの求めがあった場合は、前項の改善の内容を市に報告する。

(記録の整備)

第19条 当園は、特定教育・保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存する。

(1) 基準条例第18条第1号に規定する特定教育・保育の提供に当たっての計画

(2) 基準条例第15条に規定する特定教育・保育に係る必要な事項の提供の記録

(3) 基準条例第22条の規定する市への通知に係る記録

(4) 基準条例第33条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(5) 基準条例第35条第3項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

かぐや第二こども園 重要事項に関する規程

年 月 日

私は、かぐや第二こども園の重要事項に関して説明を受け、内容について承諾しました。

園児氏名 _____

保護者氏名 _____



